

「建国記念の日」に関する声明

日本歴史学協会は、一九五二（昭和二七）年一月二五日、「紀元節復活に関する意見」を採択して以来、「紀元節」を復活しようとする動きに対し、一貫して反対の意思を表明してきた。それは、私たちが超国家主義と軍国主義に反対するからであり、「紀元節」がこれらの鼓舞・浸透に多大な役割を果たした戦前・戦中の歴史的体験を風化させてはならないと信じるからである。しかるに、政府は、一九六六（昭和四一）年、「国民の祝日に関する法律」を改定して「建国記念の日」を制定し、政令によって戦前の「紀元節」と同じ二月一日を「建国記念の日」に決定して今日に至っている。

私たちは、政府のこのような動きが、科学的で自由な歴史研究と、それを踏まえるべき歴史教育を困難にすることを憂慮し、これまで重ねて私たちの立場を表明してきた。

今日の状況に鑑みると、「戦前」回帰の動きが顕著になり、超国家主義を支えた理念を放言する政治家の言動も容認されている。自由民主党所属の三原じゅん子参議院議員は、昨年「神武天皇の建国のそのときからの歴史というものを、全てを受け入れた憲法を作りたい」との趣旨の発言をした。『古事記』や『日本書紀』に描かれる「神武天皇」が歴史上実在しないことは、日本史学の常識に属する。また「神武天皇」の「建国」以来の歴史を全て受け入れた「憲法」などという発言は、三原議員が近代立憲主義の何たるかに無知であることを示した。「良識の府」たる参議院に属する議員が、神武天皇の実在と近代立憲主義への無理解を公然と語って恥じない現実とは、今日の保守政治家の現状を明らかにしている。安倍晋三首相は、先に召集された第一九三通常国会での施政方針演説において明文改憲への意欲を隠そうともしなかった。人権保障を後退させかねない内容を含む「改憲草案」を持つ自由民主党が「改憲」の議論を先導している現在の状況は、これまで維持されてきた「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」という日本国憲法の原則が強い危機に直面していることを示している。

また、政府は、この通常国会期間中に、「共謀罪」創設のための組織犯罪処罰法改定案提出を目論んでいる。「共謀罪」は、「行為」があつて初めて犯罪が成立するという近代刑法の大原則を踏みにじり、「犯罪を行うことを相談、計画した」だけで処罰するところに本質がある。治安維持法のもと、かつて歴史学の学術団体までも弾圧されたことを私たちは忘れてはいない。「国連越境組織犯罪防止条約」批准や東京五輪開催などを隠れ蓑にしてまで「共謀罪」を導入するのは、かつての治安維持法のように、学問の自由な活動を脅かすのみならず、労働組合や市民運動団体の活動を弾圧するための道具として使用し、その結果、憲法に保障された様々な人権が抑圧されるのではないかと危惧せざるを得ない。

以上のように、私たちは歴史研究・歴史教育に従事する者として、現状に対する深い危機感を有するものである。あわせて政府当局者によって採られる反動的諸政策と連動して、「生きる力を育む」との美名のもとで、教育が国民の国家主義的動員に利用されるおそれのいっそう強まっていることに対して、深い憂慮を表明するものである。

同時に私たちは、歴史研究・歴史教育に従事するものとして、歴史学はあくまで事実に基づいた歴史認識を深めることを目的とする学問であり、歴史教育もその成果を踏まえて行われるべきであり、政治や行政の介入により歪められてはならないことを、あらためて強調するものである。

二〇一七年一月二一日

日本歴史学協会 会長

木村 茂光

同会学問思想の自由・建国記念の日問題

特別委員会 委員長

服藤 早苗